

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第 2989 号

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部改正（社会福祉課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○ 化製場等の区域の指定（生活衛生課）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第39号（農業共済組合の当然組合員となる者並びに共済事業を行う市町の農作物共済資格者または蚕繭共済資格者の基準となる耕作の業務及び養蚕の業務の規模（当然加入基準））及び平成12年兵庫県告示第234号（共済事業を行う市町・事務組合の農作物共済加入資格者の基準となる耕作面積）の廃止（農林経済課）	10
○ 土地改良事業の計画変更認可（農地整備課）	10
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	10
○ 保安林の指定の解除予定（同）	11
○ 保安林の指定の予定通知（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	12
○ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程（水大気課）	12
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課）	13
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第19号）（道路街路課）	13
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第40号）（同）	13
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第41号）（同）	14
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成30年近畿地方整備局告示第45号）（同）	14
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 道路の区域の変更（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	19
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20

告示文中「兵庫県県民生活部環境局大気課」を「兵庫県庁」に改める。

2の表中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第3条 昭和51年兵庫県告示第1377号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定）の一部を次のように改正する。

第2(1)中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

告示文中「兵庫県県民生活部環境局大気課」を「兵庫県庁」に改める。

第4条 平成11年兵庫県告示第567号（音響機器の使用時間を制限する区域の指定）の一部を次のように改正する。

1(1)中「準住居地域」の右に「、田園住居地域」を加える。



兵庫県告示第314号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	指定区域	埋立地の区分
1	養父市大屋町宮垣字天満山224番1（※平成29年10月10日時点）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号



兵庫県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第19号）があつたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.4.81号尼崎宝塚線

3 事業施行期間

平成18年8月1日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第40号）があつたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県